

会議議事録

会議名	第13回四国中央市都市計画審議会
開催日時	平成29年9月29日(金) 午後1時30分～午後3時15分
開催場所	四国中央市消防防災センター4階 401会議室
出席者	委員 13名(委員数14名のうち) 事務局 都市計画課
傍聴者	一般 0名 報道関係者 0名
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・四国中央市立地適正化計画策定の進捗状況について ・四国中央市都市計画道路の見直しの進捗状況について 4. その他 5. 閉会

【会議内容】

1. 開会	都市計画課長により開会
2. 会長挨拶	会長よりあいさつ
3. 報告	<p>(会長による進行)</p> <p>(事務局説明) 「四国中央市立地適正化計画策定の進捗状況について」</p> <p>(委員) 計画(案)で示された指標について、具体的な対象者に対する指標が必要ではないか。</p> <p>(事務局) 誘導施策で示した、地域総合交通戦略や地域公共交通網形成計画、また都市再生整備計画の策定の中で具体的な指標が出てくると考えており、本計画の指標も5年ごとの見直しの際に修正される可能性がある。</p> <p>(委員) 本計画による施策により、誘導区域の内と外での公共サービスの公平性が失われるのではないかと危惧する。</p> <p>(事務局) コンパクトシティの実現を目指す上での本質的な課題である。都市計画サイドの考えでは、道路や公共施設、下水道などの都市施設と言われるものは、集中的に整備していかなければ、今後の市の経営が成り立たなくなる。しかしながら、区域外にも多くのコミュニティが存在しており行政サービスの提供は必要である。今回、都市機能誘導区域への誘導施設を検討した際にも、学校や公民館などの地域コミュニティの拠点となる施設は含まないこととした。</p>

(委員)

国の福祉政策としては、地域で支え合う地域福祉を推進している。一方では集約、一方では地域でということを言われ矛盾を感じる。

(事務局)

庁内検討委員会でも全く同じ意見が出た。福祉は目の前で支援を必要としている人に対しての施策を考えるが、都市計画は何十年も先の都市づくりを考えており時間的なギャップがある。庁内でそれぞれの課題を共有しているので、今後も連携して施策を考えていきたい。

(委員)

誘導施策の用途地域の見直しで、豊岡寒川海岸線沿道については働く場所を確保し若者等の定着につなげるため工業系の用途地域の指定を検討するとあるが、当地域には買い物ができる場所が少ないので商業系の用途も検討してほしい。

(事務局)

働く場所の確保という意味では、商業系の用途についても同様と考えられるので追加記載したい。

(委員)

誘導施策の都市再生整備計画の策定で、三島川之江 I C 周辺、J R 伊予三島駅周辺、J R 伊予土居駅周辺が候補地となっているが、優先順位についての考えはあるのか。

(事務局)

都市計画課では優先順位をつけるための基礎調査を実施したいと考えている。

(委員)

居住誘導区域内の人口密度について、国の目安は40人/ha であるが、当市では30人/ha を維持していくという説明であったが、30人/ha のまちに若者が魅力を感じるのか心配である。

(事務局)

昨年公表した都市機能誘導区域の人口密度が約30人/ha となっており、居住誘導区域の人口密度とほぼ同じ数値となっている。今後人口の増加が見込まれない中、今以上の人口密度を目標とするのは現実的ではないため、現状の人口密度を維持することにより都市の機能も維持しようということである。

(委員)

四国中央市には若者の働く場所が数多くあるのになぜ定着しないかという、遊ぶ場と学ぶ場が無いからだと思う。例えば塾とかの学生の習い事や大人の習い事の教室など、ターゲットを「事」にした集合施設を考えてはどうか。行政においても一つの部署で解決できない課題について、複数で連携して解決できることもあると思う。

(事務局)

都市機能誘導区域への誘導施設には、図書館、博物館、劇場ホールを設定した。また、遊ぶ場として、他市ではあまり例のない映画館も誘導施設とした。また、川之江駅周辺の都市機能誘導区域で実施している川之江地区まちづくり事業では、公民館、児童館、老人憩いの家、高原ふるさと館で実施されていた教室の機能などを集約した複合施設、地域交流センターが建築されており、これまで別々のニーズに対応していた施設が統合され、新たな活動や世代間の交流が期待されている。

	<p>(委員) コンパクトシティの推進により土地の評価はどのように変わるのか。</p> <p>(事務局) 将来、利便性の高い地域ができると評価が上がることも考えられるが、計画策定による建築規制は無く、届け出制度による緩やかな誘導であり、区域の内外で土地の評価額に大幅な差が表れることは無いと考えている。</p> <p>(事務局説明) 「四国中央市都市計画道路の見直しの進捗状況について」</p> <p>(委員) 都市計画道路の路線上の土地には何十年も建築制限がかかっており、そこには多くの住民がいる。市はもっと早く見直すべきではなかったのか。</p> <p>(事務局) 以前より課題となっていたが、従前の都市計画の考え方では見直しは許されない状況であった。しかしながら、長期未着手の都市計画道路が全国各地で問題となっていたことから、愛媛県においても都市計画道路見直しガイドラインが平成20年3月に策定され、長期未着手の都市計画道路見直しの指針が示されたため、当市においてもこのガイドラインに沿って見直しを行うこととした。</p>
4. その他	<p>(事務局) 今回は2つの案件の中間報告をしたが、来年2月に開催予定の都市計画審議会では正式に諮問する予定となっているので、今後ともご協力をお願いしたい。</p>
5. 閉会	<p>(建設部長閉会あいさつ)</p>